

健康管理医業務委託仕様書 (職場巡視等)

京都市における健康管理医（労働安全衛生法第13条に規定する産業医をいう。以下同じ。）業務に係る委託仕様書を以下のとおり定める。

1 総則

- (1) 健康管理医業務の受託者（以下「受託者」という。）は、市長が別途任命又は委嘱する総合健康管理医の統括の下で、本市の安全衛生施策全般の総合的な推進に寄与し、単なる疾病の早期発見や災害防止対策にとどまらず、心身両面にわたる職員の健康の保持増進や、より快適な職場環境の形成など、本市職場における安全衛生水準のより一層の向上に努めること。
- (2) 受託者は、京都市契約事務規則並びに労働安全衛生法及び京都市職員安全衛生規則等関係法令を遵守するとともに、本業務を本仕様書に基づき、誠実に実施すること。
- (3) 受託者は、本業務を遂行するに当たって、労働基準法等の関係法令を遵守すること。

2 業務内容

- (1) 本市庁舎（区役所・支所を含む）及び事業所等の巡視
- (2) 各安全衛生委員会の委員としての業務
- (3) 衛生教育及び衛生指導
- (4) 上記(1)から(3)までのほか、労働安全衛生規則第14条第1項の規定に基づく事項及び健康管理医の業務に関連して本市が必要と判断する事項
- (5) その他本市安全衛生施策に関する助言及び提言

3 健康管理医の派遣について

上記「2 業務内容」の遂行に当たり、健康管理医を派遣すること。ただし、複数の健康管理医を派遣することは差し支えない。また、契約期間の途中で派遣する健康管理医を変更しようとする場合は、本市に対して健康管理医変更申請書（様式1）のほか、本市の指定する資料を提出し、本市の承諾を得なければならない。

4 本市健康管理医として備えておくべき要件

- (1) 労働衛生対策及び労働安全衛生関係法令などについての最新の知識を有していることに加えて、労働災害及び中毒などについての処置の指示や対処の指導など、安全衛生に関する突発的な問題にも即座に対応できる能力を持っていること。
- (2) 本市職員の心身の健康を保持増進させるという重要な責務を自覚すること。
- (3) 本市の例規及び組織等を理解し、本市との協力体制の下に業務を遂行すること。
- (4) 本市安全衛生担当、管理監督者、安全衛生委員会及び関係機関等と連携とともに、健康管理医（本市の健康管理医含む。）相互間で円滑に連携すること。
- (5) あらゆる状況において中立であり、公正であること。

5 契約条件

(1) 派遣される健康管理医が委託業務に従事すべき時間及び場所

委託業務に従事すべき時間	従事予定場所
<p>巡視日程ごとに別途定める。</p> <p>なお、本市事業所の巡視は以下の日程で行うこととする。</p> <p>【巡視日程】</p> <p>6月～2月下旬</p> <p>別表「1. 事業所等」に定める事業所 別表「2. 本庁舎等」に定める所属 別表「3. 区役所・支所」に定める所属</p> <p>※ <u>巡視時期については、変更する場合がある。</u>また、別表以外の事業所についても巡視を行うことがある。</p>	別表のとおり

注 委託業務に従事すべき時間に、体調不良等の理由により健康管理医を派遣できない場合は、受託者に属する別の医師を派遣すること。

(2) 権限の付与

本市は、健康管理医に選任した医師（変更を承諾した健康管理医を含む。）に対し、労働安全衛生規則第14条第1項に規定する事項をなし得る権限を与える、円滑に業務遂行できるよう、当該医師の勧告、指導又は助言を尊重するものとする。

(3) 情報提供

業務遂行のため、必要な情報を本市から受託者及び選任された健康管理医に対して提供する。

(4) 結果報告

受託者は、毎月、「2 業務内容」の(1)から(5)までに掲げる事項を完了したときは、本市の定める様式により、速やかに本市に結果を報告すること。

(5) 違約金等

受託者は、自己の責に基づく理由により委託業務等を中止し、又は中断するときは、違約金として、業務を行わなかった日1日につき委託金額の1,000分の1に相当する金額を本市に納付すること。ただし、既に一部の委託業務等を履行している時は、その部分に相当する金額を控除して算出した額とする。

(6) 免責事項

天災その他の不可抗力等の事由により受託者の契約履行が不能又は困難となった場合、本市が被る損害について、受託者はその責任を負わないものとする。

(7) 委託料

本市が結果報告の内容を検査し、毎月の委託事項の完了を確認後、受託者からの請求があったときは、結果報告の報告内容と請求書の内容とに齟齬がなく、適正であると認めたときは、30日以内にこれを支払うものとする。

(8) その他条件

その他不明な点等については、本市の指示に従うこと。

別表

健康管理医が業務を行う事業所等

1. 事業所等（32箇所）

局 区 名	従 事 予 定 場 所
環境政策局（11箇所）	まち美化事務所（東部、山科、南部、西部、西京、伏見）、生活環境美化センター、クリーンセンター（北部、南部、東北部）、埋立事業管理事務所
行財政局（2箇所）	サービス事業推進室、市税事務所
文化市民局（2箇所）	動物園、元離宮二条城事務所
産業観光局（2箇所）	中央卸売市場第一市場、中央卸売市場第二市場
保健福祉局（3箇所）	衛生環境研究所、地域リハビリテーション推進センター、医療衛生センター
子ども若者はぐくみ局（4箇所）	第二児童福祉センター、楽只保育所、改進保育所、桃陽病院
建設局（8箇所）	土木みどり事務所（北部、左京、東部、南部、西部、西京、伏見）、南部区画整理事務所

- ※ 巡視箇所については、組織改正等により増減する場合がある。
- ※ 1回に複数箇所の巡視を行う場合がある。
- ※ 巡視場所については、庁舎移転等により変更となる場合がある。

2. 本庁舎等（12箇所）

局 区 名	従 事 予 定 場 所
環境政策局	本庁舎
行財政局	本庁舎、井門明治安田生命ビル
総合企画局	本庁舎、消防局本部庁舎
文化市民局	本庁舎
産業観光局 (農業委員会含む)	本庁舎、ヤサカ河原町ビル
保健福祉局	本庁舎、京都朝日ビル
子ども若者はぐくみ局	本庁舎
都市計画局	本庁舎
建設局	本庁舎
会計室	本庁舎
市会事務局	本庁舎
監査事務局	Y・J・Kビル

- ※ 巡視箇所については、組織改正等により増減する場合がある。
- ※ 1回に複数箇所の巡視を行う場合がある。
- ※ 巡視場所については、庁舎移転等により変更となる場合がある。

3. 区役所・支所等（14箇所）

局 区 名	従 事 予 定 場 所
区役所・支所 (14箇所)	北、上京、左京、中京、東山、山科、下京、南、右京（京北出張所含む）、西京、伏見、洛西支所、深草支所、醍醐支所、

- ※ 1回に複数箇所の巡視を行う場合がある。
- ※ 巡視場所については、庁舎移転等により変更となる場合がある。

【注意事項】

- ①網掛けの箇所は常時50人以上の職員がいる事業所等である。
- ②巡視の際、安全衛生委員会に参加する場合がある。
- ③健康管理医業務は、3時間を1回とし、1回に複数箇所の巡視を行う場合がある。
予定回数は、年間を通じ58回程度とし、その条件は仕様書「5 契約条件」の「(1)派遣される健康管理医が委託業務に従事すべき時間及び場所」のとおりである。
- ④上記以外の事業所等及び市庁舎等で、健康管理医業務を行うことがある。
- ⑤その他上記以外の項目で必要となる事項については、別途協議のうえ定める。

(様式1)
令和 年 月 日

(あて先) 京 都 市 長

健 康 管 理 医 申 請 書

貴市に派遣する健康管理医を下記のとおり、(追加 ／ 変更) したいので、
御承諾をいただくようお願いいたします。

記

1 現健康管理医氏名 _____ → 新健康管理医氏名 _____
(追加の場合は、「新健康管理医名」のみ記入)

2 理 由 (変更の場合のみ記入)

会社名

代表者名